
第2回 飯南町議会定例会会議録（第4日）

令和4年3月18日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和4年3月18日 午後1時開議

- 日程第1 議案第10号 飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第10号 飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件
- 追加日程第1 議案第41号 飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 委員会付託
-

出席議員（9名）

| | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 早 樋 徹 雄 | 2番 | 伊 藤 好 晴 |
| 3番 | 熊 谷 兼 樹 | 4番 | 内 藤 眞 一 |
| 5番 | 高 橋 英 次 | 6番 | 安 部 誠 也 |
| 7番 | 景 山 登 美 男 | 8番 | 安 部 丘 |
| 9番 | 平 石 玲 児 | 10番 | 戸 谷 ひ と み |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 高木 ゆかり 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町 長 塚 原 隆 昭 副 町 長 奥 田 弘 樹
教育次長 石 飛 幹 祐
総務課長 那 須 忠 巳 防災危機管理室長 長 島 淳 二
会計管理者 那 須 和 博 基 幹 支 所 長 和 田 真 一

| | | | |
|---------------|-------|-----------------|------|
| まちづくり推進課 長 | 藤原清伸 | まちづくり推進課 総括監 | 門脇貴子 |
| 産業振興課長 | 植田勉 | 産業振興課総括監 | 藤原一也 |
| 保健福祉課長 | 小玉千恵 | 福祉事務所長 | 安部農 |
| 住民課長 | 永井あけみ | 建設課長 | 森山篤 |
| 病院事務長 | 高橋克裕 | | |

欠席した職員の氏名

教育長 大谷哲也 代表監査委員 那須照男

午後 1 時 00 分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさん、ご苦労様でございます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、大谷教育長及び那須代表監査委員は、欠席届が出ております。

日程第 1 議案第 10 号 飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、議案第 10 号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件を議題といたします。

提出者から、議案第 10 号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、撤回について説明を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長から発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶いたします。

現在、各常任委員会で付託議案の審査中ではありますが、今定例会初日に提案いたしました議案の撤回について、ただいま日程に追加いただきました。

議案第 10 号「飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてであります。この条例は消防団員の年報酬の改正、機能別団員の追加、そして出動報酬の新設であります。

常任委員会の審査におきまして、改正条例中「出動報酬の新設」について、種別、単位及び単価が適切でないところのご指摘があったところで、今回他の自治体においても改正が行われると聞いております。その改正状況なども確認した上で再検討したいため、提出議案を撤回させていただきたく、その手続きをさせていただきたいと存じます。

誠に申し訳なく思うところでありまして、行政の長としてお詫び申し上げ、今後の事務執

行にあたっては、適切な執行をするよう指揮監督してまいります。

また、撤回をお認めいただきまして、出勤報酬以外については、改めての提案もさせていただきたく、詳細は担当課長から説明いたさせますが、適切なお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

議長から発言のお許しをいただきましたので、議案の撤回について説明をさせていただきます。

議案第10号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和4年3月16日付けで早樋議長宛て、撤回請求書を提出いたしました。

消防団員の報酬等の改正につきましては、消防庁長官通知により示された基準額に基づき本町の実情に合わせた条例改正案を提出いたしましたが、総務厚生常任委員会の審査において、出勤報酬について適切でないとの指摘を受けました。

消防庁長官通知による出勤報酬の額は、1日あたり8,000円を標準とするとされていますが、本町の実情は4時間以内の出勤が多いことから、4時間につき4,000円としておりました。この単価について、委員会の審査において、大規模な災害や行方不明者の捜索などでは24時間の出勤の可能性もあり得る。その場合は条例上では24,000円を支給することとなり、報酬として非常に高い額になることが想定されるとご指摘がありました。

また、単位の「4時間につき」については、例えば出勤が2時間なら報酬を支給するのか曖昧である。種別については、火災その他災害としており、捜索はどうなるのか不明確であるなどの指摘も受けました。

提出議案に対する熟慮不足を反省しており、今後は他市町の改正状況も確認しながら出勤報酬について再検討いたしたく、議案の撤回をお願いするものでございます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で撤回理由の説明を終わります。

これより、撤回理由についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第10号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって議案第 10 号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、撤回の件を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 07 分休憩

午後 1 時 08 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

ただいま、執行部から 1 件の追加議案が提出されました。追加議案は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。この際これを日程に追加して、ただちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加して、ただちに議題といたします。町長から追加提出議案の上程を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

ただいま追加議案を提出したところ、日程に追加いただき、ご審議いただけることになりました。誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

この議案は、先ほど撤回について許可いただきました、議案第 10 号「飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、改めて議案第 41 号として提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、慎重にご審議をいただきまして、適切なるご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

追加日程第 1 議案第 41 号 飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 議案第 41 号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。議案第41号について説明します。

飯南町消防団員の定数、任免、服務等に関する条例（平成17年飯南町条例第156号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月18日 提出。飯南町長。

1 ページと2 ページに改正文を付けていますが、朗読を省略して3 ページの説明資料をご覧ください。

1. 提案理由です。消防庁長官通知（令和3年4月13日付け消防地第171号）「消防団員の報酬等の基準の策定等について」による消防団員の報酬の改正及び、火災や災害発生時の団員確保を目的に機能別団員を設けるため改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。

（1）報酬の改正です。従前の団員を基本団員とし、報酬を表に記載していますとおり、種別に応じて改正前から改正後に引き上げます。そして、機能別団員を新設し報酬を5,000円とするものです。

（2）機能別団員の新設です。機能別団員の資格は、①当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者。②年齢70歳以下の者。③消防団員の経験を有する者又は、団員としての必要な知識を有する者。とするものです。

3. 施行期日です。施行期日を令和4年4月1日とするものです。

4 ページから新旧対照表を付けていますのでご覧ください。

なお、出動報酬につきましては、他市町の改正状況を確認し、今後の定例会において整えたものを提出させていただきます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

追加日程第2 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第2、委員会付託をおこないます。

お諮りいたします。

議案第41号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務厚生常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。これで、委員会付託を終わります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

以上で、本日の日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後1時14分散会
